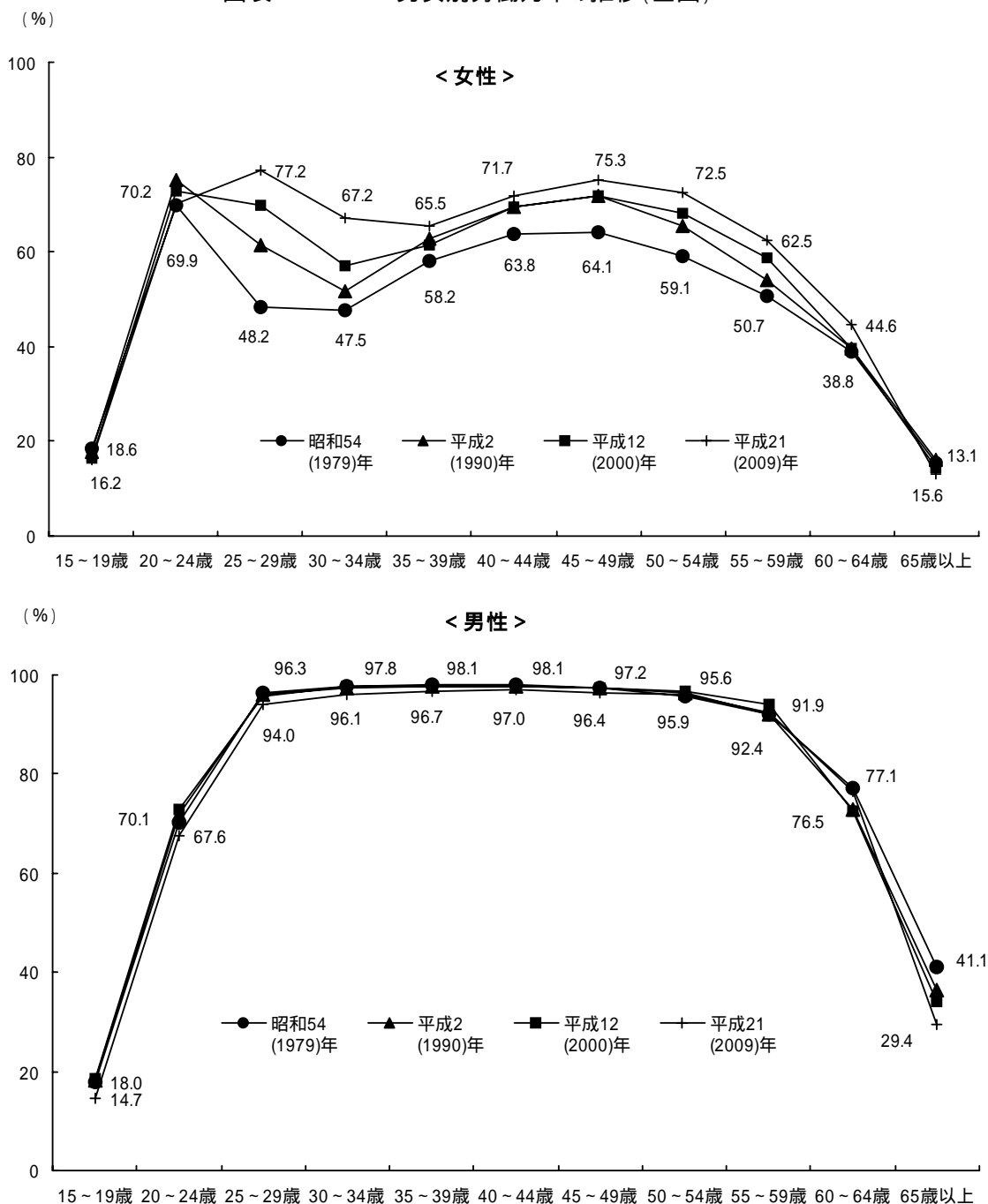


労働の状況

1. 年齢階層別労働力率

女性の労働力人口比率は、昭和54(1979)年に25歳~29歳が48.2%、30歳~34歳が47.5%であったのが、平成21(2009)年にはそれぞれ77.2%、67.2%まで増加しており、M字型の底は上がってきている。

図表 - 1 - 1 男女別労働力率の推移(全国)



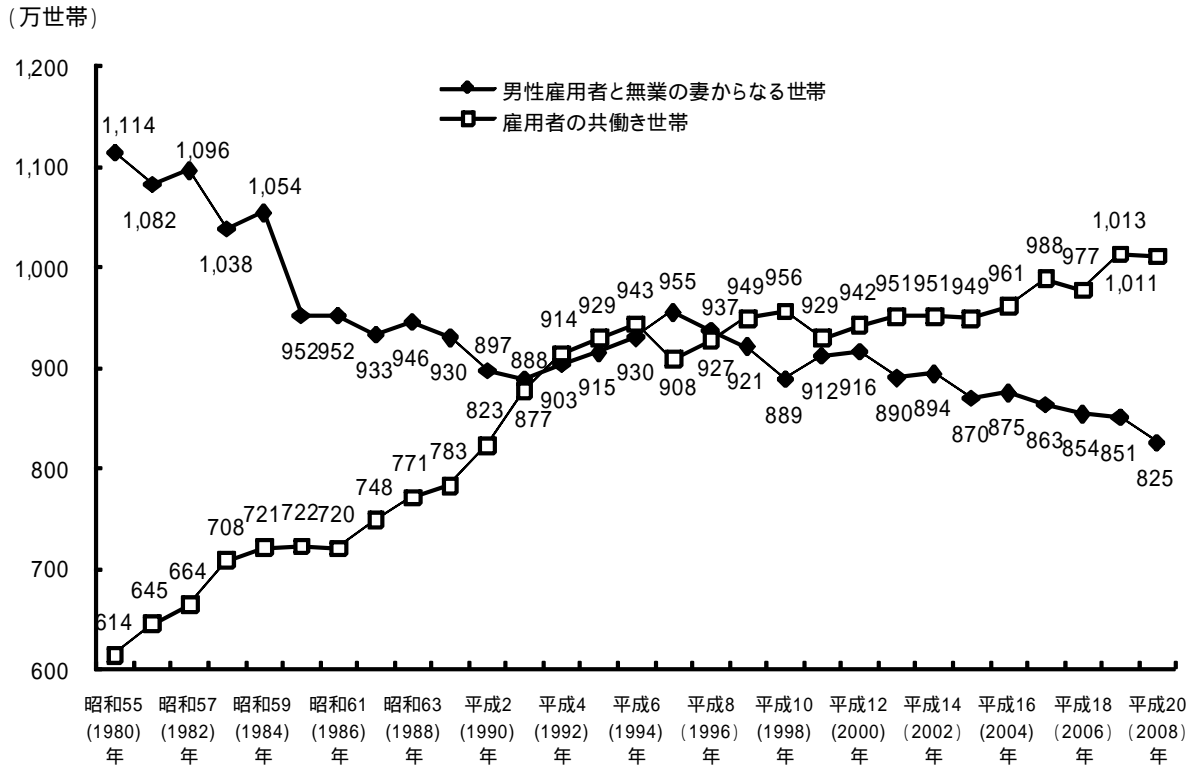
注：労働力人口比率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合を指す。

資料：総務省「労働力調査年報」

2. 共働き等世帯数

夫婦ともに雇用者の共働き世帯数は増加傾向にある。平成 9 (1997) 年以降は共働き世帯が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯を上回り、平成 20 (2008) 年では共働き世帯は 1,011 万世帯となっている。

図表 - 2 - 1 共働き等世帯数の推移(全国)



注 1 : 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就職者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯をいう。

注 2 : 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯をいう。

注 3 : 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細結果）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから時系列比較には注意。

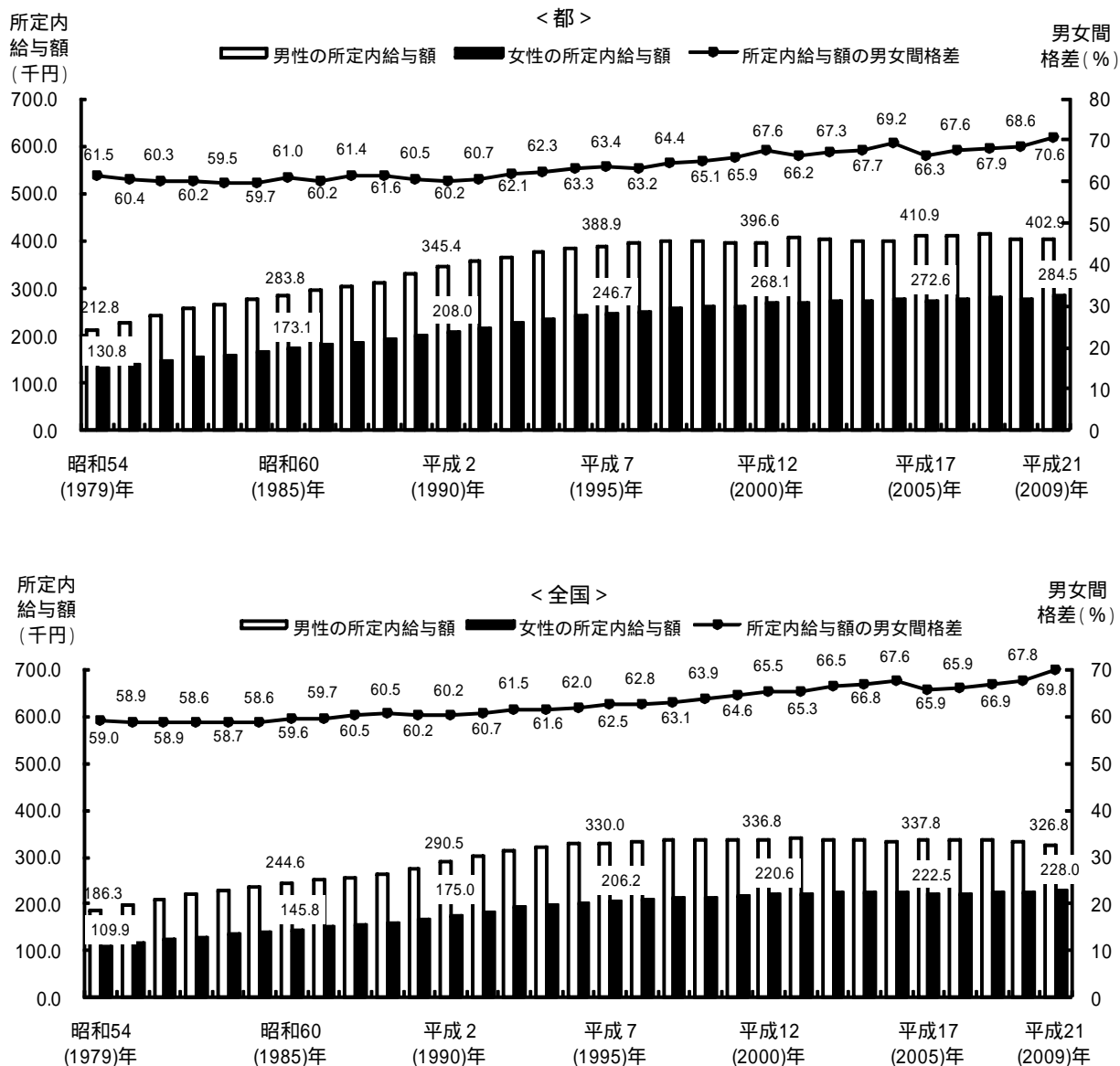
注 4 : 昭和 55 (1980) 年から平成 13 (2001) 年は総務省「労働力調査特別調査」(各年 2 月)より、平成 14 (2002) 年以降は「労働力調査（詳細結果）」(年平均)より作成した。

資料：内閣府「平成 21 年版男女共同参画白書」、総務省「労働力調査」

3. 所定内給与額男女間格差

所定内給与額男女格差の推移を見ると都・全国とも緩やかな縮小傾向であり、昭和54(1979)年の格差は都で61.5、全国で59.0であったが、平成21(2009)年は都で70.6、全国で69.8となっている。

図表 - 3 - 1 所定内給与額男女間格差の推移(都・全国)



注1：男女間格差は男性の所定内給与額を100とした場合の女性の値。

注2：当概況に用いている「賃金」は月の所定内給与額をいい、すべて平均所定内給与額である。

注3：所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

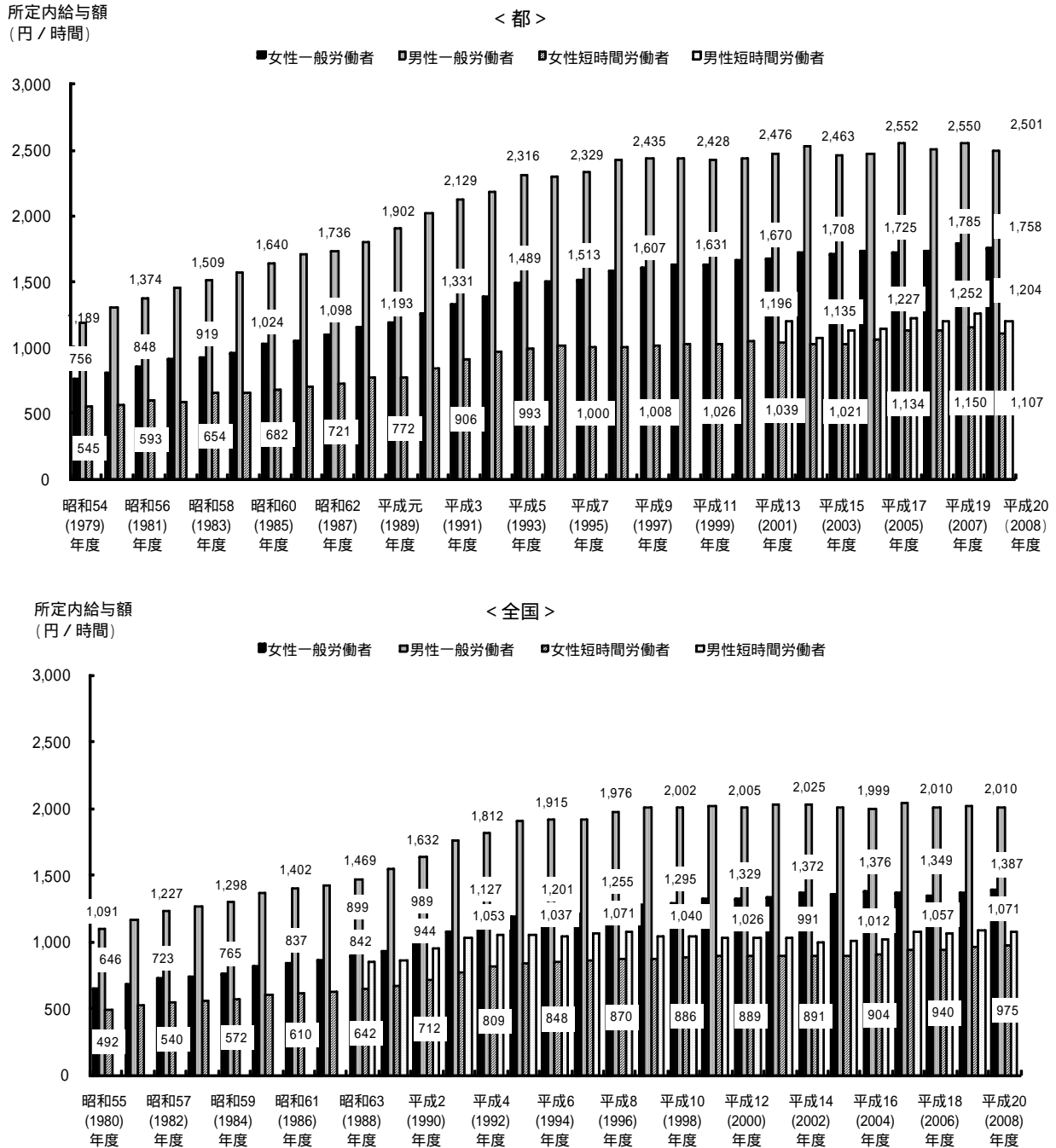
超過労働給与額とは、次の給与の額をいう。

- ア 時間外勤務手当...所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与
- イ 深夜勤務手当...深夜の勤務に対して支給される給与
- ウ 休日出勤手当...所定休日の勤務に対して支給される給与
- エ 宿日直手当...本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与
- オ 交代手当...臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交代勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成21年）

一般労働者と短時間労働者の一時間あたり平均所得内給与額の格差は、全国より都の方が大きい。推移を見ると、都及び全国とも平成 5 (1993) 年まで緩やかに上昇しているが、その後は横ばいである。また、男女それぞれの格差を比較すると、都、全国ともに男性の方が女性より格差が大きくなっている。

図表 3 - 2 一般労働者と短時間労働者の所定内給与額男女間格差の推移 (都・全国)



注 1 : 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

注 2 : 短時間労働者とは、同一事業所の一般労働者より 1 日の所定労働時間が短い又は 1 日の所定労働時間が同じでも 1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

注 3 : 一般労働者の 1 時間あたり所定内給与は、それぞれ該当する一般労働者の所定内実労働時間数から次式により試算した。「一般労働者の 1 時間あたり所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数」

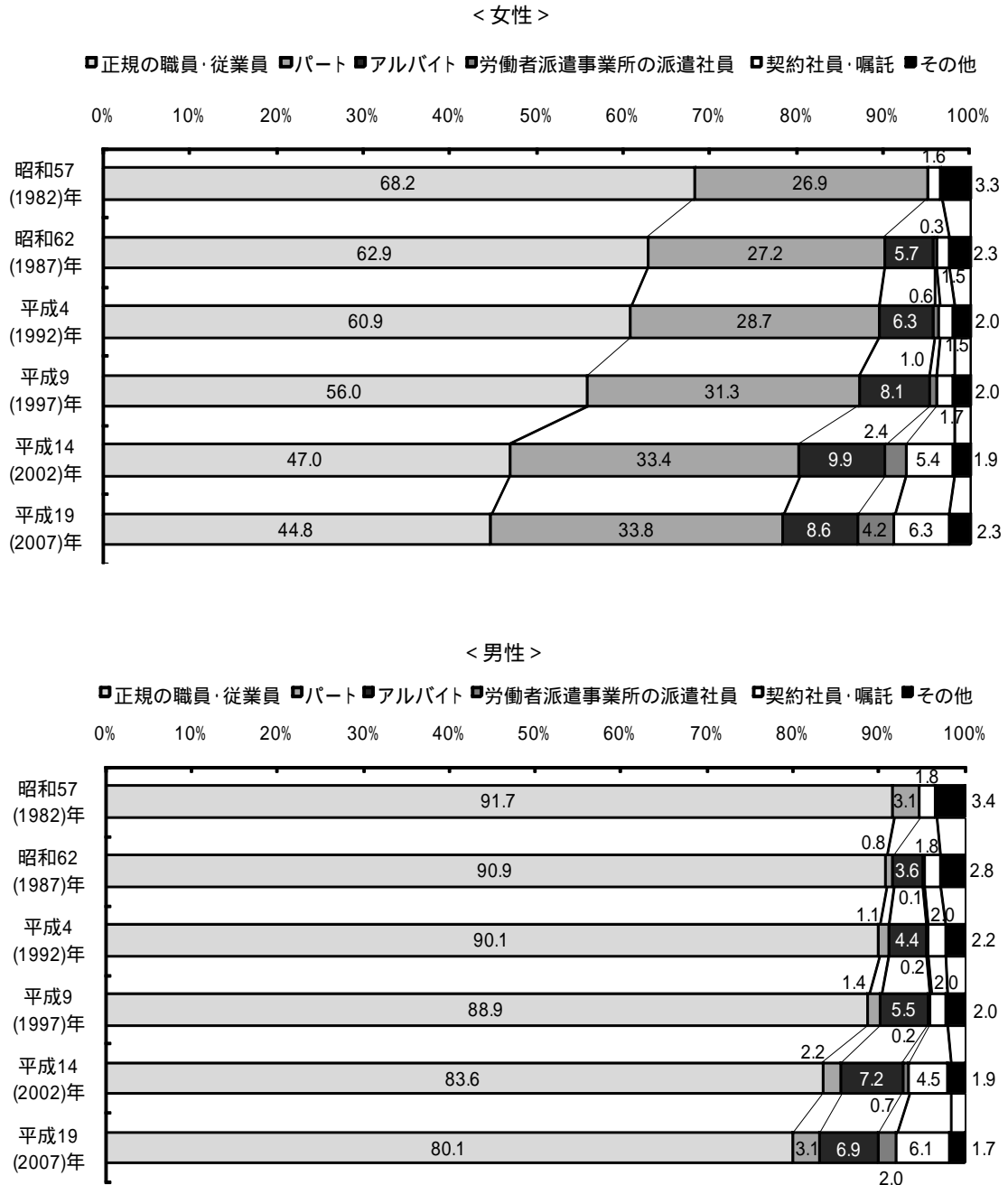
注 4 : 短時間労働者の 1 時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

資料 : 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 21 年)

4. 雇用形態の内訳

男女とも正規雇用者の割合は大きく減少しており、女性は昭和 57 (1982) 年の 68.2%から平成 19 (2007) 年には 44.8%へ、男性は 91.7%から 80.1%へ減少している。

図表 - 4 - 1 雇用形態の内訳別雇用者割合(全国)

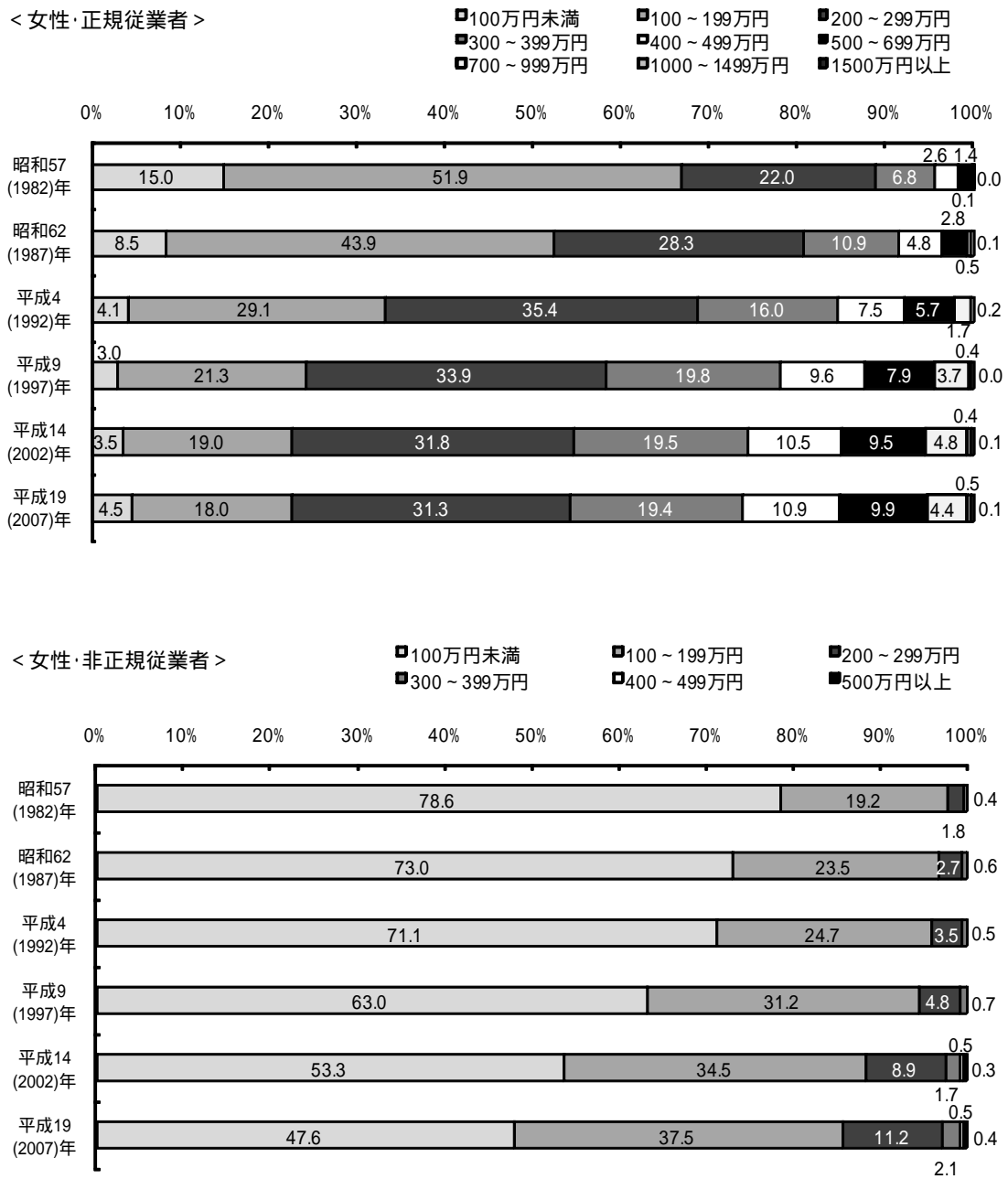


注：昭和 57 年の「パート」は「アルバイト」を含む。

資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

女性の正規従業者の所得は昭和 57 (1982) 年には 200 万円未満が全体の 66.9%を占め、300 万円以上は 10.9%であったが、平成 19 (2007) 年には 200 万円未満が全体の 22.5%へ減少し、300 万円以上は 45.2%に増加している。
 非正規従業者の所得は、昭和 57 (1982) 年には 200 万円未満が 97.8%で、その後は緩やかに減少しているものの平成 19 (2007) 年でも合計で 85.1%となっている。

図表 - 4 - 2 雇用形態別所得分布 (女性・全国)

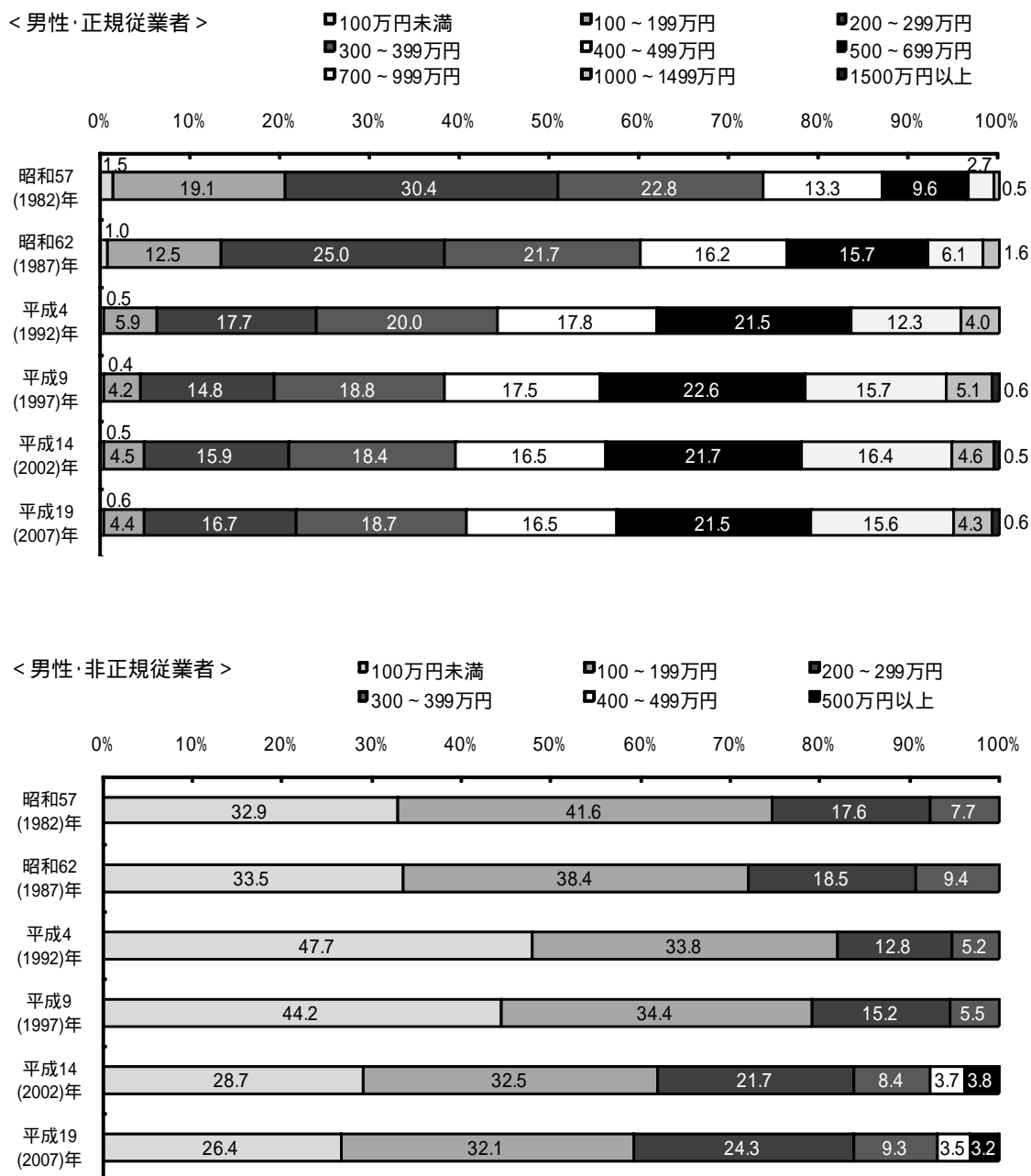


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

女子差別撤廃条約採択から30年の東京の男女の現状

男性の正規従業者の所得は昭和57(1982)年には400万円未満が全体の73.8%を占め、400万円以上は26.1%であったが、平成19(2007)年には400万円未満が全体の40.4%へ減少し、400万円以上は58.5%に増加している。
 非正規従業者の所得は、昭和57(1982)年には300万円未満が全体の92.1%で、その後は緩やかに減少しているものの、平成19(2007)年でも合計で82.8%となっている。

図表 - 4 - 3 雇用形態別所得分布(男性・全国)

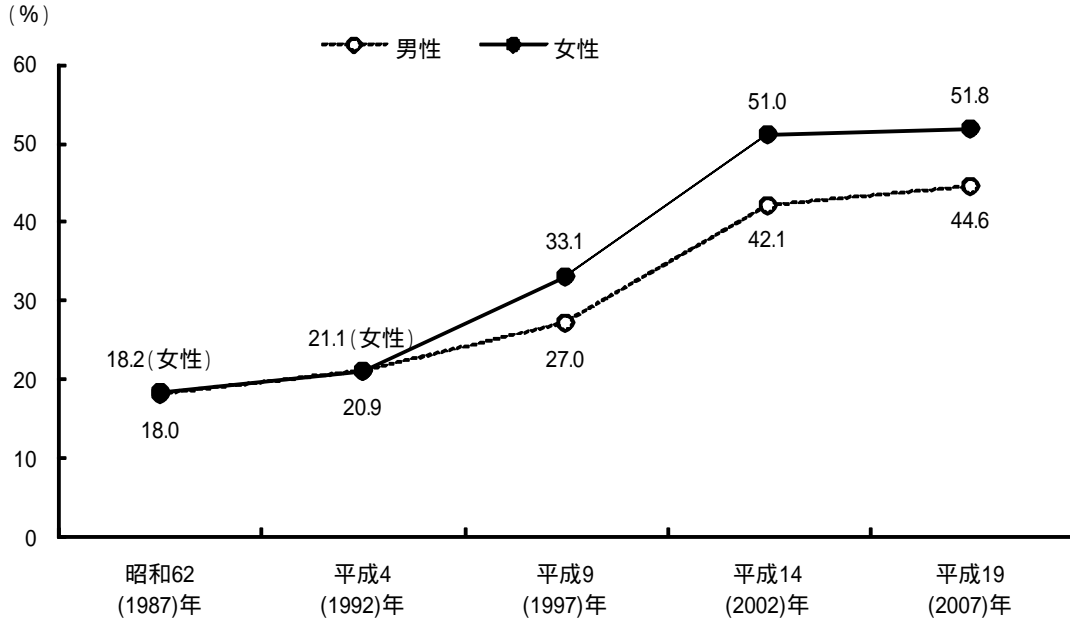


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

5. 若年雇用者に占める非正規雇用者比率

若年雇用者に占める非正規雇用者の比率は、男女ともに平成 4 (1992) 年に 20% を超え、以降著しく増加し、平成 19 (2007) 年には、男性は 44.6%、女性は 51.8% となっている。

図表 - 5 - 1 若年雇用者に占める非正規雇用者比率(全国)



注：若年の非正規雇用者比率とは、15～24歳雇用者総数に占める15～24歳非正規雇用者数の比率を指す。

資料：総務省「就業構造基本調査」